

令和二年二月二十一日受領
答弁第五三三号

内閣衆質二〇一第五三号

令和二年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出カジノ事業者との接触ルールとカジノ管理委員会に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員早稲田夕季君提出カジノ事業者との接触ルールとカジノ管理委員会に関する質問に対する

答弁書

一について

基本方針（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第五条第一項に規定する基本方針をいう。以下同じ。）については、現在、国土交通大臣が同条第三項の規定に基づきカジノ管理委員会を含む関係行政機関の長との協議を行うとともに、その具体的な内容を検討しているところであり、お尋ねの同条第四項の規定に基づく公表の時期は、現時点では決定していない。

二から五まで、六の後段及び七から九までについて

国や地方公共団体の職員と事業者とのいわゆる接触ルールについては、国土交通省において、基本方針に盛り込むことを検討しているところであるが、適用対象、適用期間等を含め、その具体的な内容は今後検討してまいりたい。また、御指摘の「カジノ管理委員会の委員並びに約百名の職員」については、高い独立性を有するカジノ管理委員会において、今後の事務の状況も踏まえながら、事業者とのいわゆる接触ルールについて適切な対応を検討してまいりたい。

六の前段について

御指摘の「自治体が定めているカジノ関連事業者との接触ルール」については、現時点において、詳細かつ網羅的に把握しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。